

ふじみ野市地域包括支援センター運営方針

1 方針策定の趣旨

この運営方針は、介護保険法第115条の47第1項の規定に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念を明確にするとともに、業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定します。

2 センター設置の目的

センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として設置します。

このため、ふじみ野市では、4つの日常生活圏域ごとにセンターを設置しており、その運営に当たっては、「ふじみ野市高齢者あんしん相談センター」という愛称を使用します。

3 運営上の基本的考え方や理念

(1) 公益性の視点

ア センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

イ センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料及び国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

(2) 地域性の視点

ア センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であることから、担当圏域の地域特性及び実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

イ 介護保険等運営審議会（地域包括支援センター運営協議会）及び地域ケア推進会議等を通じて、住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

(3) 協働性の視点

ア センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種の知識を生かしながら、常に情報を共有し、互いに業務の理念、基本的な骨格を理解した上で、連携・協働の体制を作り、業務全体を「チーム」として支えます。

イ 地域の介護サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員等の関係者との連携を図りながら取り組みます。

4 基本的な方針

(1) 地域包括ケアシステムの構築方針

センターは、高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、地域の特性や実情を踏まえた課題を把握するとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるよう地域の関係機関・団体等と連携を図り、地域包括ケアシステムにおける要としての役割が果たせるよう取り組みます。また、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する重層的な支援体制を推進するため、包括的な相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に推進します。

(2) 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

ア 統計情報や日常的な相談内容（認知症及び独居世帯等の高齢者）の分析等、量的・質的両側面から区域の現状を把握します。

イ 地域の支援ネットワークを活用し、情報が寄せられやすい体制を構築するとともに、地域活動へ積極的に参加し、区域の実態やニーズを情報収集します。

ウ 把握した区域のニーズ及び課題等に沿った事業計画を策定し、事業に取り組みます。また、その結果を点検・評価することにより、事業の質の向上を図ります。

(3) 介護事業者、医療機関、民生委員、ボランティアその他の関係者とのネットワーク構築の方針

ア 地域住民や関係者と相互のつながりを築き、日常的に連携が図られる体制を構築します。

イ 地域ケア会議の開催や多職種参加の研修会等を通じて、相互の連携を深め、多職種協働によるネットワークの構築を図ります。

(4) 第1号介護予防支援事業の実施方針

センターは、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、高齢者自身が主体的に介護予防に取り組むための支援を行います。

なお、ケアプランの作成においては、医療・介護・福祉等の公的なサービスの利用のみならず、住民主体の通いの場や見守り等のインフォーマルな支援の活用も検討します。

(5) 介護支援専門員に対する支援及び指導並びに被保険者に対する包括的かつ継続的な支援の環境の整備の実施方針

センターは、介護支援専門員のスーパーバイザーとしての役割を常に自覚し、高齢者支援に関する協議や助言・指導等を通じて、高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう包括的・継続的な支援を行います。また、居宅介護支援事業所の介護支援専門員における自立支援の在り方の共有及び浸透を図るための支援に努めます。

(6) 法第115条の48第1項に規定する会議（地域ケア会議）の運営方針

センターは、地域ケア会議を開催し、高齢者への適切な支援を行うための

検討を多職種で行うとともに、このような個別ケースの検討によって把握・共有した地域課題を地域づくりや政策形成につなげます。

なお、介護支援専門員の資質向上に資するよう、市の全ての介護支援専門員が地域ケア会議での支援が受けられるようにするなど、その効果的な実施に努めます。

(7) 市との連携方針

センターは、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、施策及び地域課題等の情報を市と共有し、地域課題の解決や政策形成につなげるとともに、支援を必要とする住民に市関係各課と有機的に連携することにより効果的な支援を行います。また、センター相互に連携し効率的な業務運営を行います。

(8) 公正・中立性確保のための方針

介護予防支援や第1号介護予防支援事業における再委託先の選定やサービス事業所選定に関しては、偏った事業所への案内とならないよう、公正・中立性を確保できるよう意識してケアマネジメントを実施します。また、要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介等についても公正・中立に行います。

(9) 個人情報の保護

ふじみ野市個人情報の保護に関する法律施行条例、委託契約書に付随する個人情報の取扱いに関する特記仕様書及び情報セキュリティポリシーを遵守し、個人情報の漏えい、滅失及びその他の事故の防止のために、相談記録や関係文書等を適切に管理します。万が一、個人情報の漏えい等が発生してしまった場合には、直ちに市へ報告します。

管理者、職員及びこれらの職にあった者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせること及び業務に関係のない目的で使用しないことなど守秘義務を遵守します。

(10) 苦情及びカスタマーハラスメント対応

地域包括支援センターに対する苦情及びカスタマーハラスメントを受けた場合は、その内容や対応等を記録しその内容に応じて適切に対応します。

地域包括支援センターのみでは対応困難な内容の場合は、対応記録等を整理して市へ報告します。

(11) その他重点的に推進する取組

ア 介護予防事業の推進

センターは、高齢者の年齢や心身の状況によらず、運動・栄養・口腔機能低下等の予防に加え、日常生活の活動を高め、社会参加を促し、一人ひとりの生きがいや生活の質の向上、自己実現のための取組を支援します。

イ 認知症施策の推進

センターは、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」と、認知症になっても進行を緩やかにする「予防」を推進し、認知症の人やその家族を継続的に支援します。

ウ 重層的支援の推進

センターは、住民の相談に対し、高齢者福祉、障がい者福祉、生活困窮、（ヤング）ケアラー、健康増進、消費生活関連等の市関係各課と連携を図り支援します。また、複雑化・複合化した課題に対しては、多機関協働事業につなぎ重層的に支援します。